

○佐賀県警察音楽隊の設置及び運営に関する訓令

昭和54年7月30日

本部訓令第13号

佐賀県警察音楽隊運営要綱（昭和31年佐賀県警察本部訓令第18号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 警務部広報県民課に、佐賀県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）を置く。

本条…一部改正〔平成13.6本部訓令9、18.3本部訓令10〕

（目的）

第2条 音楽隊は、音楽を通じて、県民と警察の融和を図り、もって警察広報活動に資するとともに、警察職員の士気の高揚及び情操の涵養に資することを目的とする。

（編成等）

第3条 音楽隊は、隊長1人、楽長1人及び副楽長若干人並びに所要の隊員をもって編成する。

2 隊長は、広報県民課長をもって充てる。

3 楽長及び副楽長は、隊員のうちから警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する。ただし、楽長に適任者がいない場合は、部外の者を委嘱してこれに充てるものとする。

4 隊員は、音楽に関する素養と熱意を有する警察職員のうちから、本部長が任命する。

本条…一部改正〔平成7.1本部訓令2、18.3本部訓令10〕

（任務）

第4条 隊長は、音楽隊の運営について、その責に任ずる。

2 楽長は、上司の命を受け、隊員の教養訓練及び演奏の指揮に当たる。

3 副楽長は、楽長を補佐し、楽長不在のときはその任務を代行する。

4 隊員は、上司の命を受け、音楽の訓練及び演奏活動に従事する。

本条…一部改正〔平成18.3本部訓令10〕

（隊員の心得）

第5条 隊員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 音楽隊の使命を自覚し、常に奉仕的観念と熱意を失わないこと。

(2) 規律を守り、品性を養い、音楽隊の名誉を汚さないこと。

(3) 隊員相互の融和を図り、一致団結すること。

(4) 常に技能を磨き、演奏水準の向上を図ること。

(5) 演奏に当たっては、容姿を端正にし、品位の保持に努めること。

(音楽隊の派遣)

第6条 本部長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、音楽隊を派遣するものとする。

- (1) 警察が主催する儀式又は行事を行うに当たって、警察広報又は警察職員の士気の高揚若しくは情操の涵養上必要があると認めるとき。
- (2) 公共団体その他の機関が行う公共的な行事であって、警察広報上効果があると認めるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、警察運営上必要があると認めるとき。

(派遣要請の手続)

第7条 音楽隊の派遣要請は、派遣を要する日の1箇月前までに音楽隊派遣要請書(様式第1号)により、隊長に対して行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

本条…一部改正〔平成18.3本部訓令10〕

(教養訓練、演奏計画)

第8条 隊長は、毎月25日までに翌月に行う音楽隊の教養訓練及び演奏計画を定めるものとする。

本条…一部改正〔平成18.3本部訓令10〕

(講師の招へい)

第9条 隊長は、音楽隊の演奏技術の向上を図るため必要があるときは、部外講師を招いて指導を依頼することができる。

本条…一部改正〔平成18.3本部訓令10〕

(所属長の協力)

第10条 隊員の所属長は、音楽隊の教養訓練及び演奏活動に積極的に協力しなければならない。

(楽器の管理)

第11条 隊員は、次の各号に定めるところにより、楽器を整備し、保管しなければならない。

- (1) 常に良好な状態で使用することができるよう整備しておくこと。
- (2) 教養訓練、演奏活動、手入等のため使用する場合のほかは、所定の場所に収納して保管すること。ただし、隊長が許可した場合は、この限りでない。

(点検)

第12条 隊長は、毎月1回隊員の服装、楽器等の点検を行い、その結果を隊長に報告するものとする。

本条…一部改正〔平成18.3本部訓令10〕

(備付簿冊)

第13条 音楽隊に、次の簿冊を備え付け、必要事項を記録しておくものとする。

- (1) 隊員名簿 (様式第2号)
- (2) 訓練日誌 (様式第3号)
- (3) 演奏記録簿 (様式第4号)
- (4) 楽器原簿 (様式第5号)
- (5) 楽譜原簿 (様式第6号)
- (6) 音楽隊関係綴

附 則

この訓令は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則 (平成7年1月30日本部訓令第2号)

この訓令は、平成7年2月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月27日本部訓令第9号)

この訓令は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日本部訓令第10号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条)

年 月 日

殿

(要請者)
住所(所属)
団体名等
氏名

印

音楽隊派遣要請書

次のとおり警察音楽隊の派遣方を願います。

記

日 時	自 年 月 日 時 分
場 所	至 年 月 日 時 分
行事の概要 (要請の理由)	
参集予定人員	
主 催 者 (電話番号)	(— —)
参考事項	

(注)1 派遣場所付近(バレードコースを含む。)及び派遣先施設の見取図を添付すること。

2 要請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

様式第3号(第13条)

訓練日誌

				係	①
年		月	日	曜日	天気
場 所					
時 間	時 分 ~ 時 分		時間	時間分	
種 目					
内 容					
出 席 員	名 中 名				
欠 席 隊 員	氏 名	理 由	氏 名	理 由	
備 考					

様式第5号(第13条関係)

楽 器 原 簿

		番号			
品名			購入日 年月日	年 月 日	
メーカー (国名)	()		購入価格		
品番			収納箱	有 無	
個番			附属品		
使 用 者	貸与年月日	氏 名	係 印	解除年月日	係 印
	年 月 日			年 月 日	
	年 月 日			年 月 日	
	年 月 日			年 月 日	
	年 月 日			年 月 日	
修 理 記 録	修理年月日	修 理 箇 所	修理者(店)名	費 用	係印
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
備考					

様式第1号（第7条）

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令2、13.6本部訓令9、18.3本部訓令10〕

様式第2号（第13条）

様式第3号（第13条）

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令2、18.3本部訓令10〕

様式第4号（第13条）

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令2、18.3本部訓令10〕

様式第5号（第13条関係）

様式第6号（第13条関係）